

# 序章

## 改定の背景



- 序－1 都市計画マスタープランについて
- 序－2 改定の背景とポイント
- 序－3 対象区域と計画期間
- 序－4 都市計画マスタープランの構成

# 序 - 1 都市計画マスタープランについて

## 1 都市計画とは

都市は、人・モノ・カネ・情報が高密度に集積・対流するシステムであり、住民の日常生活、商業・工業などの様々な経済活動が営まれ、多様な人々が集う観光・文化の交流の場です。

このため、都市計画においては、健康で文化的な都市生活及び、機能的な都市活動を確保するため、都市の土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めるものです。

## 2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、1992（平成 4）年の都市計画法改正に伴い位置づけられました。市町村の建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して定めることが規定されています。

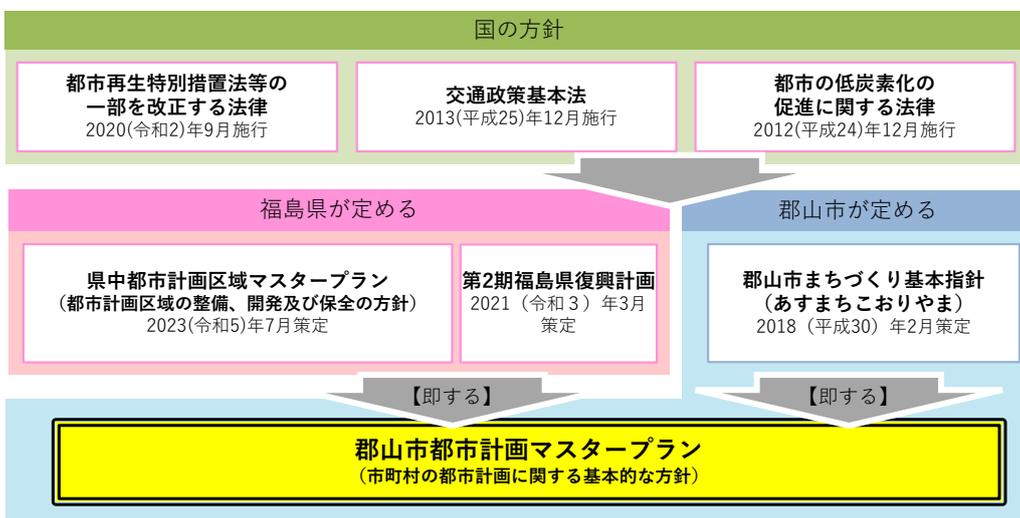
（都市計画法）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
  - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

郡山市のまちづくりの上位計画としては、市政運営の最上位指針である「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である「県中都市計画区域マスタープラン」、「第 2 期福島県復興計画」などがあり、それらの上位計画に即して、郡山市都市計画マスタープランを定めます。

### ●郡山市都市計画マスタープランの位置づけ



### 3 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、計画的な都市づくりを進めるための指針であり、都市の全体像を示し、住宅地、商業地、工業地や公共施設の配置・規模などについて、中長期的な見通しを明らかにすることが求められています。都市計画マスタープランに求められる基本的な役割は次のとおりです。

#### (1) 分かりやすく都市の将来像を示します

市民や地域組織、NPO などの市民団体、事業者、行政などの多様な主体が共有できる都市づくりの目標を設定し、分かりやすく都市の将来像を示します。

#### (2) 都市計画の基本的な方針を示します

都市づくりを進める際の都市計画の決定や見直しに関する基本的な方針を示します。

#### (3) 都市計画の総合性・一体性の確保を推進します

土地利用、都市施設、市街地開発事業などの都市計画相互の関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを進めます。

#### (4) 市民などの都市計画に対する理解醸成や実現への合意形成を図ります

都市づくりに対する課題や方向性について市民の理解や合意が得られ、都市計画の実現の際には円滑に進むような仕組みづくりを示します。

## 序-2 改定の背景とポイント

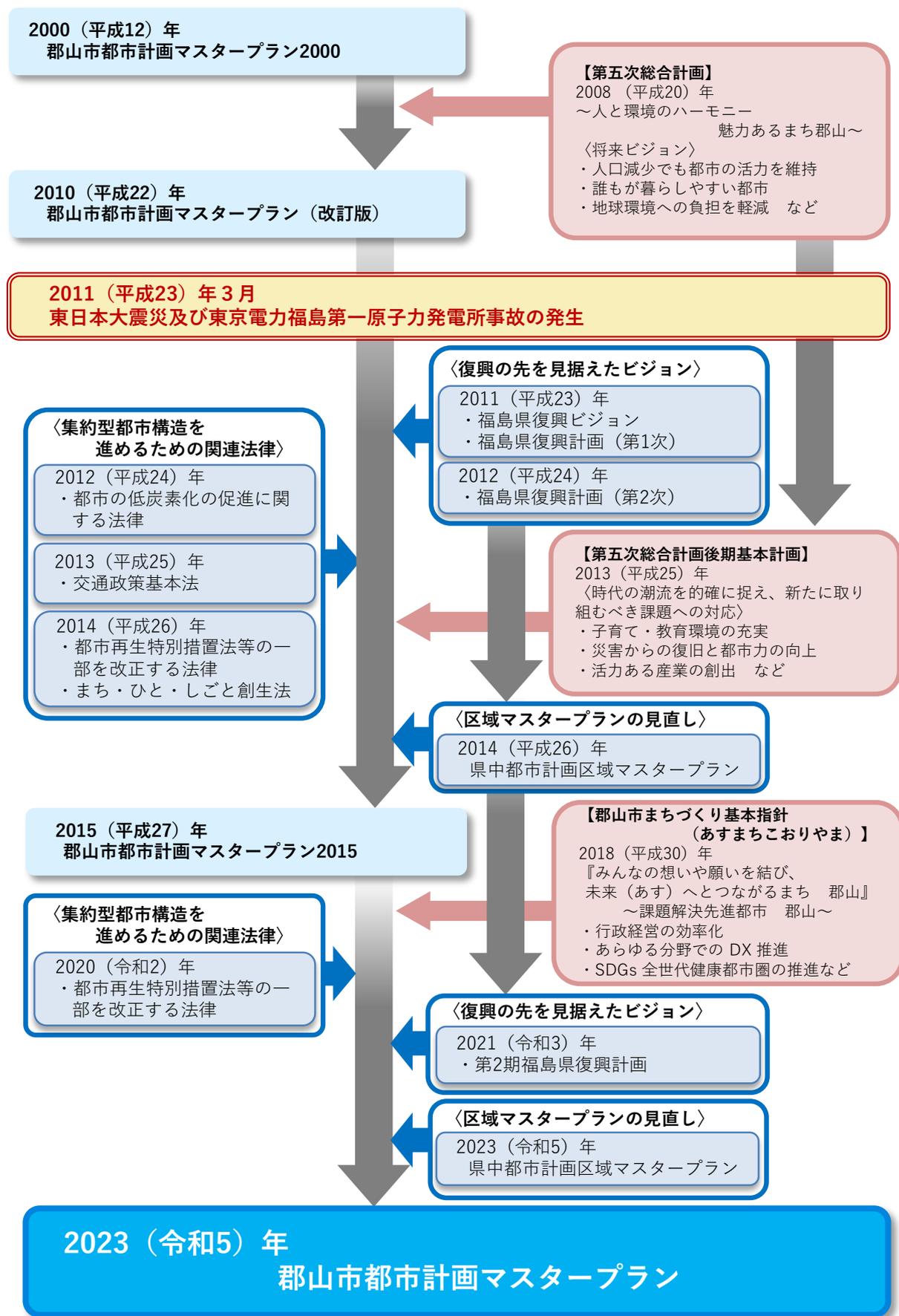
### 1 改定の背景

「郡山市都市計画マスタープラン 2000」は、2000（平成 12）年に策定され、10 年を経過した 2010（平成 22）年に、急速な少子高齢化に伴う人口減少等の社会構造の大きな転換期を迎えることから、将来都市構造を「集約型都市構造」として改定しました。

その後、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本市を取り巻く社会情勢の大きな変化や都市計画に関連する各種法制度の改正等を踏まえ、震災復興に向けて本市に課せられた役割や、「集約型都市構造」の実現に向けた具体的な方策等について再度見直しを行い、2015（平成 27）年に、「郡山市都市計画マスタープラン 2015」を策定しました。

しかしながら、その後の本市を取り巻く社会情勢は、令和元年東日本台風による甚大な浸水被害など、近年の気候変動に起因した大規模な自然災害の頻発・激甚化が顕著となっていることや、2020（令和 2）年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、大きくその環境が変動しており、団塊世代が後期高齢者となる 2025 年問題、2030 年の SDGs 国際目標年限、2040 年頃を見据えた新たな自治体行政を取り巻く課題への対処、2050 年のカーボンニュートラル実現など、予見可能性の高い将来課題や目標からのバックキャスト思考による課題解決が必要なことから、国の「デジタル田園都市国家構想」の基本方針を踏まえ、「こおりやま広域圏」全体の今後と次の 100 年を見据えた俯瞰型の中長期的な都市計画の基本方針を再度改定することとしました。

●郡山市都市計画マスタープラン改定の変遷と今回改定の背景



# 序-2 改定の背景とポイント

## 2 改定のポイント

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を見据えた長期的視点に立って、都市全体及び地域別の将来像並びに都市づくりの基本方針を明らかにし、総合的なまちづくりの方針として策定することを目的としていることから、今回の改定の方針は以下のとおりとします。

- ① 目標年次、基本理念、基本目標、基本方針の基本的な構成及び方向性は原則として 2015（平成 27）年に策定した「郡山市都市計画マスタープラン 2015」を継承します。
- ② 本市を取り巻く社会経済情勢の変化や 2023（令和 5）年に策定した「県中都市計画区域マスタープラン」等の上位計画の見直しを踏まえ、今後のまちづくりに必要な改定を行います。

上記を踏まえ、今回の改定のポイントを 4 つに整理しました。

### （1）上位計画の見直しに対応した俯瞰型の都市計画

2023（令和 5）年に策定された「県中都市計画区域マスタープラン」では「水と緑に囲まれた豊かな生活と多様な交流の活力あるまちづくり」を都市づくりの理念として定めており、これに基づく本市の都市計画マスタープランにおいてもコンパクトな都市構造への転換や良好な市街地整備、持続可能な共生社会の実現といった視点を共有し、まちづくりの方向性を示します。

また、2018（平成 30）年に策定し、2022（令和 4）年に後期見直しを行った「郡山市まちづくり基本指針『あすまちこおりやま』」の将来都市構造「『みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山』～課題解決先進都市 郡山～」を踏まえ、「暮らしやすいまちの未来」の実現に向けたまちづくりの方向性を示します。

### （2）社会経済情勢の変化に応じたバックキャスト思考による都市計画

急速に進行している人口減少・少子高齢化社会を見据えて、未来を担う若者、子ども達が活躍できる地域を目指すとともに、子育て世帯に優しい「ベビーファースト運動」の理念に基づき、本市ではバックキャスト思考に基づいたまちづくりを基本とします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、新たな暮らし方・働き方の実現が求められていることから、ポストコロナへの対応を念頭においたまちづくりの方向性を示します。また、新型コロナウイルスがもたらした社会・価値観の変容は、日本全体のデジタル化の遅れを浮彫りにしたことから、各分野において DX を前提とした取組推進が求められるようになりました。これを受けて、本市においても DX の推進を都市計画マスタープランに位置づけることとします。

さらに、幅広い世代が快適に住み続けられるまちであるために、環境負荷の少ない脱炭素社会の実現・サーキュラーエコノミー社会への転換に向けて、カーボンニュートラルの取組等を位置づけます。

### (3) まちづくりにおける防災・減災の主流化

近年、地球温暖化に起因する気候変動に伴い、各地で自然災害が頻発・激甚化しています。こうした巨大災害から市民の暮らしを守るため、防災・減災を主流とした安全・安心な社会を実現するまちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置づけます。特に、水害に対しては堤防等の河川整備だけでなく、あらゆる分野の連携により災害リスクを低減する「流域治水」の考え方で対応します。

### (4) SDGs の理念に基づいたまちづくりの取組推進

2015(平成 27)年の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、2016(平成 28)年から2030(令和 12)年までの世界共通の目標であり、将来を見据えたまちづくりの基本的な方針を定める都市計画マスタープランとの関連性が高いため、17の目標との整合を図り、持続可能なまちづくりを推進します。本市は、2019(令和元)年7月1日、自治体によるSDGsの達成に向けて優れた取組を行う都市として、県内で初めて「SDGs 未来都市」に選ばれて、2030年のあるべき姿として、こおりやま広域圏の圏域自治体とともに、「広め合う、高め合う、助け合う」全世代健康都市圏の形成を目指しています。これらを踏まえて、都市計画マスタープランにおいても持続可能な圏域の創生を目指すこととし、SDGs・GX(グリーントランスフォーメーション)に関連するまちづくりの取組を進めます。

# 序-3 対象区域と計画期間

## 1 対象区域

本市では都市計画区域外にも多くの市民が生活し、都市計画区域と連携する一体的な生活圏を構成していること、また、この生活圏を活かしたまちづくりを行うために、郡山市都市計画マスタープランの計画対象区域は郡山市全域とします。

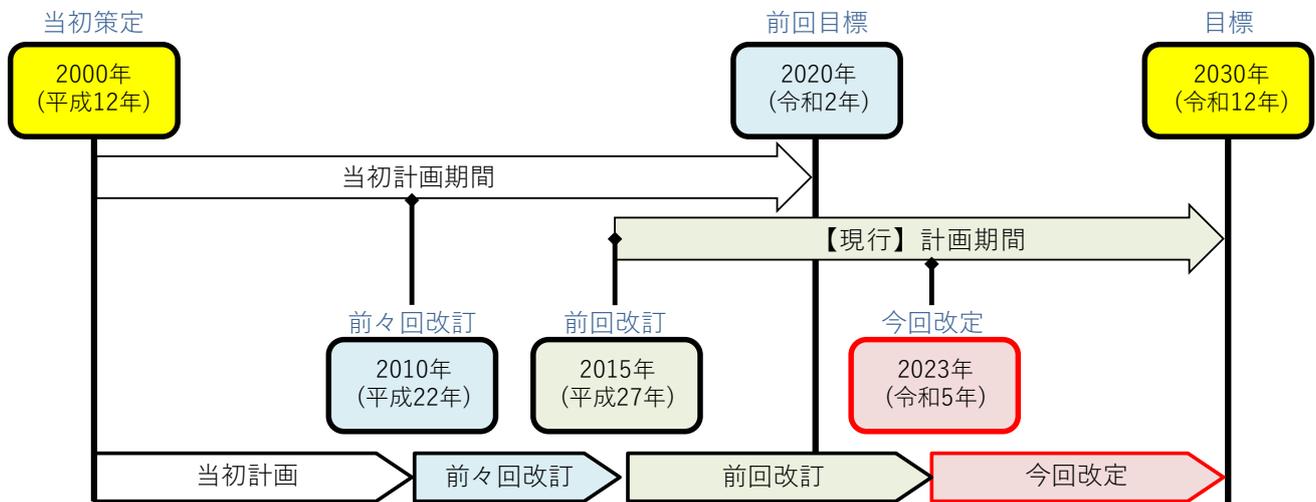


## 2 計画期間

郡山市都市計画マスタープランの目標年次は、2030（令和12）年とします。

都市計画マスタープランは、長期的、継続的取組が重要であるとの観点から、概ね20年を見据えた長期的視点に立って策定することを基本としており、また、本市都市計画の上位計画である「県中都市計画区域マスタープラン」においても、都市的土地利用の規模や都市施設、市街地開発事業の整備目標等の事項については、都市の成長管理という観点から目標年次を2030（令和12）年としております。

さらに、本市の都市計画に係る各種個別計画や、本市が優先的に取り組んでいる「SDGs」についても、目標年次が2030（令和12）年であることから、「郡山市都市計画マスタープラン2015」の目標年次である2030（令和12）年を引き続き維持することとしました。



# 序-4 都市計画マスタープランの構成

郡山市都市計画マスタープランは、市域全体を対象とした「全体構想」と市域を15地域に区分した「地域別構想」及びそれらの構想の実現のための「実現化の方途」により構成しています。

はじめに、計画策定の前提となる、改定の背景や都市の現状と課題を整理します。

「全体構想」では、郡山市の都市づくりの基本理念と基本目標を示した上で郡山市が目指す将来都市構造と、この都市構造の実現に向けた都市づくりの重点テーマである都市づくり基本方針を定めます。

また、分野別方針では、基本理念等を踏まえ、分野ごとに基本的な考え方や主な取組を示します。

「地域別構想」では、歴史的な経過、地域特性や地理的条件などから旧町村を基本に、本市を15地域に区分し、まちづくりの目標や方針を示します。

「実現化の方途」では、都市計画マスタープランは具体的なプロジェクトの推進によって実現化していくことが重要であるとの観点に立ち、「都市づくり基本方針」の実現に向けた先導プロジェクトを示します。

今回改定の郡山市都市計画マスタープランでは、全体構成の中核に、「都市づくり基本方針」を据え、市民に分かりやすく、施策を伝えるための構成とします。

●郡山市都市計画マスタープランの構成図

